

## 守山商工会議所 ホームページ バナー広告掲載取扱い要綱

### 第1条

1. この要綱は、守山商工会議所（以下「当所」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「当所ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

#### （広告の種類及び範囲）

### 第2条

1. 当所ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、事業所PR力の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。
  - （1）法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
  - （2）公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
  - （3）政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの。
  - （4）公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの。
  - （5）宗教性のあるもの。
  - （6）個人の氏名広告にあたるもの。
  - （7）当所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの。
  - （8）当所ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
  - （9）前各号に掲げるもののほか、当所ホームページの広告として適当でないと当所が判断するもの。
2. 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

#### （広告掲載の申込み及び決定）

### 第3条

1. 当所ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、守山商工会議所ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を当所に提出しなければならない。
2. 当所は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

#### （広告原稿の作成等）

### 第4条

1. 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、当所が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。
2. 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に当所と協議しなければならない。
3. 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

## (広告の掲載場所等)

### 第5条

1. 広告の掲載場所は、当所ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、当所が指定するものとする。
2. 広告の掲載可能枠数は、最大10枠とする。
3. 当所は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告掲載場所を設置することができる。

## (広告の規格等)

### 第6条

1. 広告の規格は次の通りとする。
  - (1) 天地52ピクセル 左右172ピクセル
  - (2) データ容量20KB以下
  - (3) JPEG、GIF、PNGのいずれかの形式（アニメーション等の動的な画像も可）
2. 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、当所と広告主が協議の上、決定するものとする。

## (広告の掲載期間等)

### 第7条

1. 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。
2. 広告は、契約開始月の最初の営業日から掲載をはじめ、契約終了月の翌月の最初の営業日に終了するものとする。

## (広告掲載料の納付)

### 第8条

1. 広告掲載料については、月額5,000円（税別）とする。（長期割引は下記の通り）

	掲載期間	料金	備考
1枠あたり	1ヶ月	5,000円（税別）	
	6ヶ月	27,000円（税別）	月額4,500円
	12ヶ月	48,000円（税別）	月額4,000円

2. 前項の広告掲載料は、原則広告掲載契約開始月の最初の営業日までに納付しなければならない。
3. 一度納入された広告掲載料は、当所の都合により広告の掲載ができなくなった場合以外は返還しない。

## (広告掲載の取消)

### 第9条

1. 当所は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。
  - (1) 広告主ホームページが当所に事前の連絡なく、閉鎖または移転（URL変更）されたとき。

- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第2項の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

#### (広告掲載の中断)

##### 第10条

1. 広告主側の原因により広告掲載が中断した場合、当所は一切の責任を負わないものとする。
2. 当所側の原因により広告掲載が中断した場合、当所は復旧に努め、金品、サービスなどによる保証は行わないものとする。
3. 天災地変、通信事業者によるサービスの停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキング等の不正アクセス、停電、その他管理者の責めに帰することのできない事由により広告掲載が中断した場合、当所は一切の責任を負わないものとする。
4. 当所は、広告主への事前の通知、承諾なく、一時的にサービスを中断できるものとする。また、条件等、サービスの内容に関する全部または一部について、変更、追加、中止することができるものとする。

#### (広告主の責務)

##### 第11条

1. 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、当所に対して保証するものとする。
3. 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
4. 広告主は、広告デザインおよびリンク先を変更しようとするときは、1週間前までに当所に連絡するものとする。

##### 第12条

1. この要綱に定めのないものについては、当所と広告主が協議の上、決定するものとする。